

〔4〕土地利用基盤整備基本調査実施要綱及び実施要領の要約

I 土地利用基盤整備基本調査実施要綱

第1 調査の目的

最近の社会経済情勢の変化に対応して、土地基盤整備事業の計画的効率的実施を図るとともに土地利用の合理的調整に資するため、最近時点における農地の立地分級及び整備水準、農地への開発可能地等を明らかにするものとする。

第2 調査事項

この調査においては、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 市町村（Iにあっては都道府県とする。）を単位として、農業振興地域（農用地区域、その他の区域）、都市計画区域（市街化区域、市街化調整区域、用途地域）等のいわゆる「線引区分」別に次の項目を調査し、その結果を整理した土地利用基盤整備基本調査カード（以下「基本カード」という。）の作成。

（調査項目）

- ア 最近時点における地形の傾斜及び面積規模による立地分級区分別の農地面積
- イ アの立地分級区分別の農地の区画形状、農道、用排水（畑地かんがいを含む。）等の整備状況別の農地面積及び今後における要整備面積
- ウ 農地へ開発可能な自然・社会・経済条件別の土地面積
- エ 今後における基幹農業用排水施設整備事業量

- (2) 基本カードを基礎としての、線引区分ごとの市町村別、都道府県農業地帯別、都道府県別、ブロック別等の地域別の集計及び分析地図化。

第3 調査分担

調査分担は、次に掲げる区分によるものとする。

- (1) 基本カード及び添付図面（以下「基本カード等」という。）の作成
都道府県が市町村の協力を得て実施するものとする。
- (2) 基本カード等の内容の審査及び調整
地方農政局（北海道にあっては北海道開発局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。）実施するものとする。
- (3) 第2の(2)の集計及び分析地図化並びに添付図面のとりまとめ
構造改善局が実施するものとする。

第4 調査の日程

この調査の日程は次によるものとする。

- (1) 基本カード

ア 作成	昭和50年4月上旬～昭和50年6月中旬
イ 内容の審査及び調整	昭和50年6月上旬～昭和50年7月中旬
ウ 構造改善局への提出期限	昭和50年7月中旬

(2) 添付図面

ア 作成	昭和50年4月上旬～昭和50年10月下旬
イ 内容の審査及び調整	昭和50年11月上旬～昭和50年12月下旬
ウ 構造改善局への提出期限	昭和51年1月下旬

(3) 集計及び分析地図化

ア 集計	昭和50年4月上旬～昭和51年3月下旬
イ 分析地図化	昭和51年4月以降

第5 調査の実施要領

この調査の実施については、この要綱に定めるもののほか、別に構造改善局長の定める実施要領によるものとする。

II 土地利用基盤整備基本調査実施要領の要約

1. 趣 旨

土地利用基盤整備基本調査は、土地利用基盤整備基本調査実施要綱（昭和50年4月3日付け50構改〇第134号、農林事務次官依命通達。（以下「要綱」という。））に定めるもののほか、この要領に定めるところにより行うものとする。

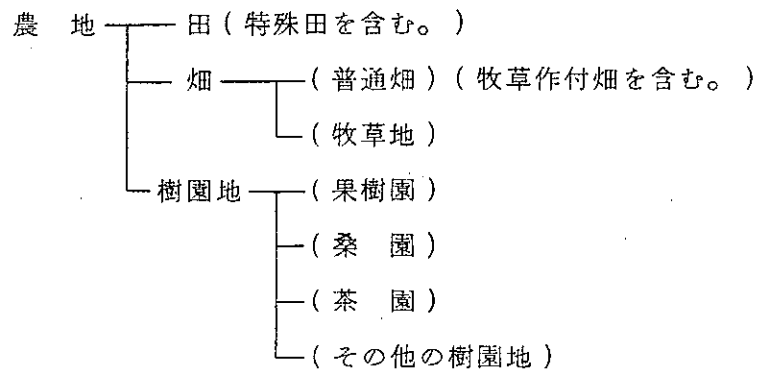
2. 調査の単位

「土地利用基盤整備基本調査カード」（以下「基本カード」という。）は、昭和45年10月1日現在の市町村の行政区分ごとに作成する。

3. 調査における定義

(1) 調査対象の農地等

ア 本調査における「農地」とは、農林省統計情報部の「耕地面積調査」における「耕地」の定義によるものとし、その区分は次のとおりとする。



- (注) ① 本調査においては、普通畑及び牧草地は一括して畑として取り扱うものとする。(別記2の調査作業票-3「団地別開発可能地面積票」の「利用形態」欄を除く。)
- ② 牧草地とは牧草の栽培を専用とする土地であって、経過年数(おおむね7年未満)と牧草の生産力から判断して農地とみなしうる程度のものとする。
- ③ 牧草の立毛がある畑であっても、作付けの都合により1~2カ年栽培するに過ぎないものは、牧草地とはしないで普通畑(牧草作付畑)とする。
- ④ 過去においては牧草地であっても、牧草播種後7年以上経過し、現在施肥、除草など管理を実施せず生産量も著しく劣弱となった状態で、近く耕起して作物を栽培する可能性がないものは、永年牧草地として、農地には含めない。
- ⑤ 採草地及び採草放牧地は農地に含めない。

イ 本調査における「農地へ開発可能な土地」とは、上記アに規定する農地以外の土地であって開発して、農地とすることが可能な土地とする。

(2) 線引の区分

本調査における「線引区分」とは、それぞれ昭和50年3月31日現在における次の定義による区域又は地域とする。

1) 農業振興地域(以下「農振地域」という。)

……………農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)(以下「農振法」という。)第6条1項に基づき指定された地域

ア 農用地区域(以下「農振農用地区域」という。)

……………農振法第8条第2項第1号に規定する「農用地区域」として定められた区域

イ その他の区域(以下「農振その他の区域」という。)

……………農振地域のうち農用地区域以外の区域

2) 農業振興地域以外の地域(以下「農振外地域」という。)

……………農振法第6条第1項に基づき農振地域として指定された地域並びに都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に基づき市街化区域として定められた区域及び同法第8条第1項第1号に基づき用途地域として指定された地域以外の地域

3) 都市計画区域……………都市計画法第5条第1項又は第2項に基づき指定された区域

ア 市街化区域……………都市計画法第7条第1項に基づき市街化区域として定められた区域

イ 用途区域……………都市計画法第8条第1項第1号により用途地域として定められた地域(アを除く。)

ウ 市街化調整区域等…………ア及びイ以外の都市計画区域

4 調査の方法

- (1) 要綱第2の(1)のア及びイに定める事項を調査するに当たっての農地面積は、昭和50年3月31日現在の面積とし、農林省統計情報部の「耕地面積調査」の結果と調整するものとする。また、立地分級区分及び整備水準等の調査は、「土地改良総合計画補足調査」(昭和44年度に実施したもの。以下「総合計画補足調査」という。)の「水田機械化分級調査」及び「畑分級調査」の結果を参考として行うものとする。
- (2) 要綱第2の(1)のウに定める事項を調査するに当たって、農地へ開発可能な土地とは、開拓適地選定基準(「開拓適地選定基準について」(昭和28年2月28日付け28農地第951号農林事務次官通達))の各事項に適合するか否かを問わず、気温及び土地の性質によって判定するものとし、傾斜についてはおおむね30度以内であり、かつ、気温及び傾斜以外の土地の性質については、導入可能な作物の成育が可能であれば、開発的な土地とする。
- (3) 要綱第2の(1)の1に定める事項を調査するに当たっては、現行事業制度における国営かんがい排水事業、国営総合かんがい排水事業等で、昭和60年までに着手が予定される事業量を把握するものとする。

5. 基本カードの作成

都道府県は、市町村の協力を得て、「農業振興地域整備計画(農振法第8条1項又は第9条第1項の規定により定められた計画をいう。)」,「総合計画補足調査」,「農用地建設業務統計調査(昭和41年8月3日付け41農地C第378号,農林事務次官通達)」,農林省統計情報部で実施している統計調査の結果等の既存の資料を利用するとともに、生産組合、部落代表者等の協力のもとに、必要に応じて現地調査を実施して別記1に定める基本カードに必要な事項を別記2に定める調査の手順により整理作成する。

6. 添付図面の作成

都道府県は、市町村の協力を得て、別記3に定める「添付図面」の作成手順により添付図面を整理作成する。

7. 基本カード及び添付図面の提出

- (1) 都道府県は作成した基本カードを昭和50年6月15日までに、添付図面は昭和50年10月31日までにそれぞれ地方農政局長(北海道にあっては北海道開発局長,沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。)に提出するものとする。
- (2) 地方農政局長は、その所管区域内の都道府県から提出された基本カードを審査調整のうえ、昭和50年7月15日までに、また添付図面を審査調整のうえ、昭和51年1月31日までに構造改善局長に提出するものとする。

8. 地方農政局長の指導調整

地方農政局長は、都道府県が行う基本カードの作成及び添付図面の作成が円滑適正に行われるように、所要の指導を行うものとする。

2. 記 入 要 領

(1) 基 本 事 項

ア 昭和45年10月1日現在の市町村の行政区分を単位として作成する。よって、昭和45年10月1日以降に合併した市町村においては同種のカードが2枚以上となるが、現在の市町村を単位としたカードは作成する必要はない。

イ 記入数字は全て整数でかつ一欄一数字である。

ウ 表頭の「共通コード」は、別表-1及び別表-2に示す「地方農政局名・番号一覧表」及び「都道府県別市町村名・番号一覧表」を用いて記入する。

(2) 様式-1 農地の賦存量カード

調査作業票-1の「団地別線引区分別面積票」から整理し、転記する。

(3) 様式-2 農地の整備水準等カード

調査作業-2の「団地別の整備水準別面積票」から整理し、転記する。

別記 2 調査の手順

1. 調査における基本的事項

(1) 農地の団地の設定

ア 団地の規定

市町村（昭和45年10月1日現在のもの）の区域内の農地を田，畑，樹園地別に都市計画法による市街化区域（用途地域を含む。）とそれ以外（以下「農振地域等」という。）の区域に区分し，それぞれについて山地，河川，道路，集落等によって区画される地続きの同質農地集団を団地とする。

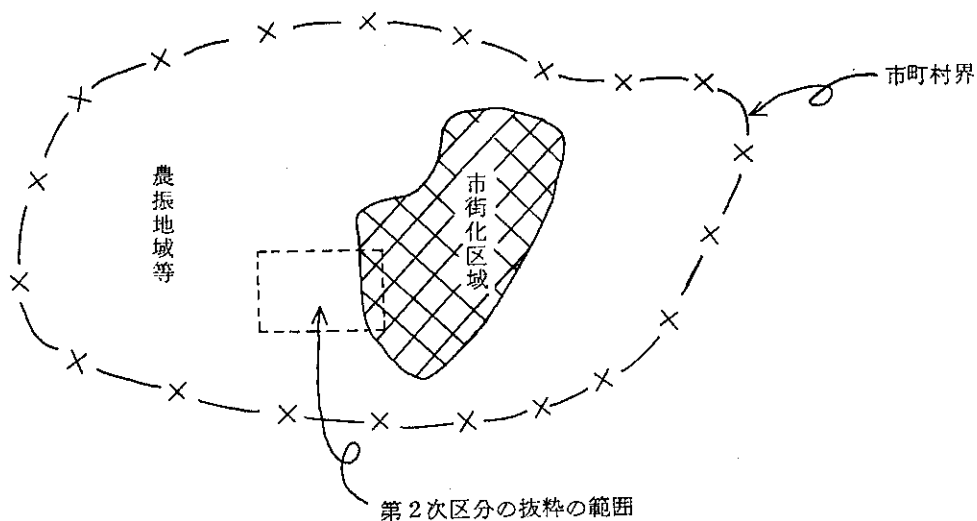
なお，畑，樹園地又は市街化区域内の農地で広範囲に点在するものにあつては，営農上等からみて集落，大字等の単位でまとめることが妥当であれば1団地として設定してよい。

イ 設定の順序

（ア）第1次区分

当該市町村の区域を都市計画の市街化区域（用途地域を含む。）と農振地域等に区分する。

（例）

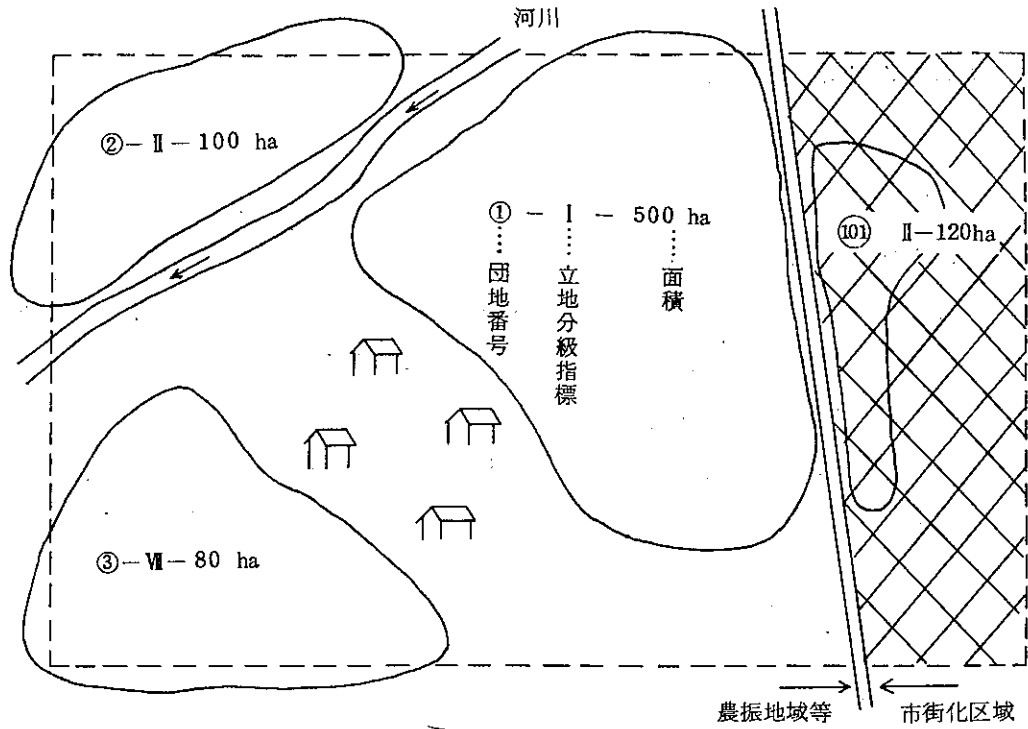


（イ）第2次区分

第1次区分のそれぞれの区域を団地の規定により区分し，その団地番号，面積及び立地分級記号を把握する。

ここで設定した団地が，本調査の基礎となるものである。

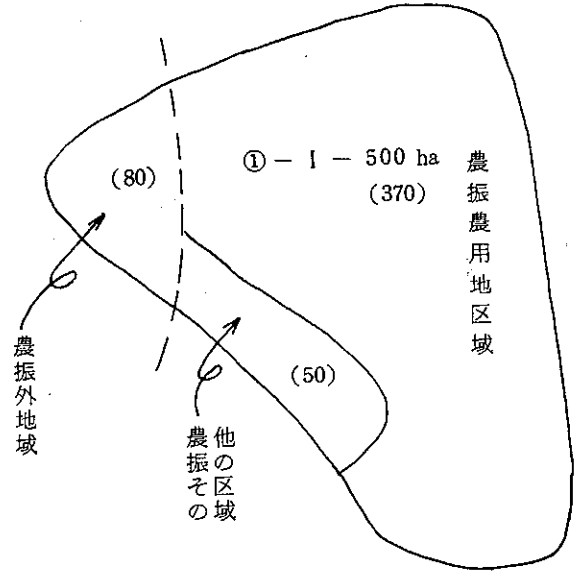
(例)： 上図の一部を抜粋したものである。



(ウ) 第3次区分

農振地域等の団地にあっては更に、農振農用地区域、農振その他の区域及び農振外地域に区分し、それぞれに第2次区分で把握した面積を按分する。

(例) 上図①の団地を抜粋したものである。



なお、市街化調整区域等における面積は同時に把握しておく必要がある。

(2) 立地分級区分の基準

立地分級指標は次表のとおりとする。

指標	地目 項目	田		畑，樹園地	
		傾斜	面積規模(ha)	傾斜	面積規模(ha)
I	①		200 ha 以上		100 ha 以上
II	②	1/300 未満	200 ha ~ 50 ha	8° 未満	100 ha ~ 20 ha
III	③		50 ha 未満		20 ha 未満
IV	④		200 ha 以上		100 ha 以上
V	⑤	1/300 ~ 1/100	200 ha ~ 50 ha	8° ~ 15°	100 ha ~ 20 ha
VI	⑥		50 ha 未満		20 ha 未満
VII	⑦	1/100 ~ 1/20	50 ha 以上	15° 以上	100 ha 以上
VIII	⑧		50 ha 未満		100 ha ~ 20 ha
K	⑨	1/20 以上	無制限		20 ha 未満

(注) 傾斜は1筆毎の耕作面を示すものではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。

(3) 整備水準の基準

市街化区域の農地は調査の対象としない。

ア 区画形状

区画形状(整形)の判定に当たっては、単にほ場(耕区)の区画の状態により判断し、道路あるいは用排水の条件を考慮しないこと。

整形済：① 区画が矩形に整形されたものを言い、山地、河川、集落等の周辺において部分的に未整形の部分があってもよい。

② 田：区画の大きさは次のとおり区分する。

耕区	{	30 a 以上区画
		30 ~ 20 a "
		20 ~ 10 a "
		10 a 未満

③ 畑：区画の大きさは調査しない。

イ 農道

(ア) 道路は、国道、都道府県道、市町村道等の管理主体を問わず農業経営に必要なものをすべて調査対象とする。

(イ) 一般にほ場整備事業、畑地帯総合土地改良事業等で実施する程度の道路とする。

(ウ) 幹線道路とは、集落と農地を接続するおおむね1~2路線で、都道府県道又は市町

村道であってもかまわない。その他の道路は農地内の支線又は耕作道路とする。

整備済： 農業経営において支障のないように道路が配置されていることを基本に、次に掲げる条件に該当するものを言う。

(条件)

- 田：
- ① 幹線道路の巾員は原則として2車線以上とし、舗装の必要性は営農上及び接続道路の関連性によって判断するものとする。
 - ② その他の道路については原則として有効巾員3～4m以上とし、配置は各耕区に接していること。
 - ③ 道路密度は、平坦部で80m/haを基準とする。

畑、樹園地：

- ① 幹線道路の巾員は原則として2車線以上とし、舗装の必要性は営農上及び接続道路の関連性によって判断するものとする。
- ② その他の道路については原則として有効巾員3～4m以上とし、配置は各耕区に接していること。
- ③ 道路密度は平坦部で100m/ha。(北海道の畑にあっては30m/ha)を基準とする。
- ④ 急傾斜地帯の樹園地にあっては索道、あるいは軌道等の農道の代替施設をもって判断してもよい。

ウ 用排水及び畑地かんがい

調査対象は、末端の施設の整備状況であり、一般に、ほ場整備事業、畑地帯総合土地改良事業、団体営土地改良事業等で設置する規模程度のものとする。

整備済：

田： 原則として用排水分離、耕区単位の水管理が可能なものとする。ただし、基幹用排水施設が不備なため水管理に支障があっても整備済として取り扱うものとする。

畑、樹園地： 畑地かんがい施設を設置しているものはすべて整備済とする。

エ 高度利用

(ア) 地下水位70cm以下のものとは通常の水管理において、田面から地下水位がマイナス70cm以上に保たれるものとする。

(イ) 用排水完備とは原則として用排水分離、耕区単位の水管理が可能なものとする。

(ウ) 30アール区画以上とは耕区の大きさが30アール以上のものとする。

(4) 要整備量の基準

昭和50年3月31日現在継続中の事業にあっては、昭和49年度までに実施したものは

要整備量に含めないものとし、昭和50年度以降の残事業量は要整備量に計上するものとする。

農振外地域及び市街化区域内の農地は調査の対象としない。

ア 田

(ア) ほ場整備

区画の形状、用排水機能、農道等が不備で、新たにほ場整備（区画整理並びにこれと相当の関連がある暗渠排水、客土、かんがい排水及び農道の整備をいう。）を要するもの。

なお、区画が整形済であるが、今後ほ場整備による再整備を要するものを含む。

(イ) 農道整備

- ① 区画は整形であり、再整備は要しないが、将来の機械化作業体系を考慮した場合、農道の条件が不備で農道の整備を要するもの。
- ② 区画は未整形であるが、田の土地利用又は工費等の面から区画整理をする必要がないと認められるので、農道の整備のみを要するもの。

(ウ) その他土地改良（かんがい排水、暗渠排水、客土）

- ① 区画は整形済であるが、今後、かんがい排水、暗渠排水、客土のいずれかを単独に行う必要のあるもの。
- ② 区画は未整形であるが、上記(ア)のほ場整備は行わず、今後かんがい排水、暗渠排水、客土のいずれかを単独に行う必要のあるもの。

(エ) その他土地改良と農道整備

上記(イ)と(ウ)をともに行う必要があるもの。

(オ) 整備済のもの

将来の機械化作業体系を考慮した場合、区画形状、用排水機能及び農道が整備済で機械化作業体系導入の可能なもの。

(カ) 未整備であるが事業をしないもの

上記(ア)～(オ)に該当しないもの。

イ 畑、樹園地

(ア) ほ場整備

区画の形状、用排水機能、農道が不備で新たにほ場整備（区画整理並びにこれと相当の関連がある暗渠排水、客土、畑地かんがい及び農道の整備をいう。）を要するもの。

なお、区画は整形であるが、今後ほ場整備により再整備を要するものを含む。

(イ) 畑地帯総合土地改良

- ① 農道を基幹とする畑地帯総合土地改良を要するもの。
 - ② 用排水を基幹とする畑地帯総合土地改良を要するもの。
 - ③ 客土を基幹とする畑地帯総合土地改良は、①又は②で整理すること。(北海道のみ)
 - ④ 基幹が2つ以上ある場合は、主体となるものにおいて整理する。
- (ウ) 農道整備
ほ場整備、畑地帯総合土地改良以外の農道の整備を要するもの。
- (エ) その他土地改良(畑地かんがい、暗渠排水、客土)
かんがい排水、畑地かんがい、暗渠排水、客土のいずれかを単独に行う必要のあるもの。
- (オ) 整備済のもの
将来の機械化作業体系を考慮した場合、区画形状、用排水機能、農道が整備済で機械化作業体系の導入が可能なもの
- (カ) 未整備であるが事業しないもの
上記(ア)～(オ)に該当しないもの

2. 農地に関する調査の手順の解説

別記1の「農地の賦存量カード」及び「農地の整備水準等カード」を作成するための作業の手順は、作業図を作成し、これに基づいて各団地の内容を調査作業票-1「団地別線引区分別面積票」及び調査作業票-2「団地別の整備水準別面積票」にそれぞれ記入するものとする。

(1) 基本事項

ア 作成の単位

昭和45年10月1日現在の市町村の行政区分とする。

イ 農地面積の時点

(ア) 市町村の農地面積は農林省統計情報部の市町村別耕地面積(昭和47年8月1日現在)を基準として昭和50年3月31日現在を推定するものとする。

なお、この推定値は統計情報部の昭和49年8月1日現在の都道府県別耕地面積の数値と調整すること。

(イ) 農振法第8条第1項に基づき策定した農業振興地域整備計画書に記載されている農振農用地区域内の現況農用地面積と斉合性を図るものとする。

ウ 団地設定及び立地分級区分

団地設定に当たっては、別記2の1の(1)に、立地分級区分に当たっては別記2の1の(2)によるものとする。

なお、総合計画補足調査の「水田機械化分級図」及び「畑分級図」を参考にすること。

(3) 記入要領

ア 調査作業票-1 団地別線引区分別面積票

本調査は耕区1筆単位にそれぞれの内容について把握する方法ではなく、団地内におけるまとまりを単位として総合的判断で把握するものとする。

事 項	記 入 要 領
市 町 村 名	昭和45年10月1日現在の市町村名を記入するものとする。 ただし、現在までに合併、編入、昇格等で変動があった場合は現在の市町村名を()書で併記する。
地 目 区 分	本票は地目別に用紙を換えて整理することにし、該当地目欄に○印を記入する。
票 枚 数	用紙が2枚以上にわたる場合に記入する。
線引の大区分	団地設定は別記2の1の(1)により農振地域等と市街化区域(用途地域を含む。)の2つの区分を前提としているため、表則の区分に従ってそれぞれ記入すること。
団 地 番 号	作業図面に記入した固有番号を転記する。 (参 考) 団地番号の付し方 (1) 地目別に1番からの一連の番号とし、市街化区域内の団地にあっては101番からの一連番号を付する。 (2) 番号の順序は、分級指標単位にまとめるとともに、1級地から整理することが望ましい。

事 項	記 入 要 領
主 傾 斜	耕区 1 筆ごとの田（畑）面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主要傾斜とする。
面 積	それぞれの団地の面積は、総合計画補足調査の結果、事業計画書等を参考にして記入するものとし、(A)欄は別記 2 の 2 の(1)のイの(ア)による調整が完了していること。
分 級 指 標	また、記入単位は ha 単位の整数とする（以下、面積について同じ。） 別記 2 の 1 の(2)の立地分級区分の基準による指標を記入する。分級区分ごとに「小計」を入れること。
線引区分別面積	昭和 50 年 3 月 31 日現在における農業振興地域整備計画及び都市計画の線引区分別に団地の面積を配分する。 農振農用地区域の農地面積にあつては市町村農業振興地域整備計画の農用地区域内の農用地面積と斉合させること。

イ 調査作業票－ 2 団地別整備水準面積票

この票は調査作業票－ 1 の「団地別線引区分別面積票」により求めたそれぞれの団地についてその整備水準をとりまとめるものである。

なお、本票の地目（田，畑，樹園地）及び線引区分別に別々の票を作成すること。

事 項	記 入 要 領
市 町 村 名	調査作業票－ 1 に同じ。
線 引 区 分	該当欄に○印を付す。
団 地 番 号	調査作業票－ 1 の「団地別線引区分別面積票」から該当する団地について転記し、その順序は立地分級指標ごとに整理することが望ましい。
分 級 指 標	
面 積	
整備水準別面積 及び高度利用	別記 2 の 1 の(3)の整備水準の基準によって工種別にそれぞれの面積を総合計画補足調査の結果、事業計画書、現地踏査等により把握し、記入する。
要 整 備 量	別記 2 の 1 の(4)の要整備量の基準によって、その該当欄に面積を記入する。 なお、農振外地域は記入する必要はない。

(4) 作業図の作成

調査作業票を作成するための基礎になるもので、総合計画補足調査の「水田機械化分

級図」及び「畑分級図」を参照して作業を進めること。

ア 使用図面

(ア) 縮 尺 1 / 25,000 ~ 1 / 50,000 とする。

(イ) 範 囲 市町村単位に作成されているものがよいが、国土地理院発行のものでもよい。

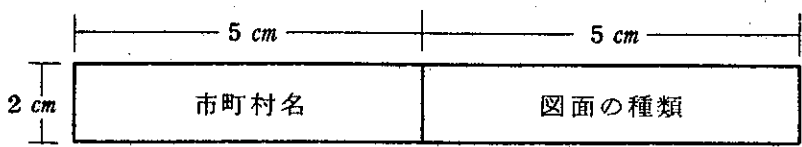
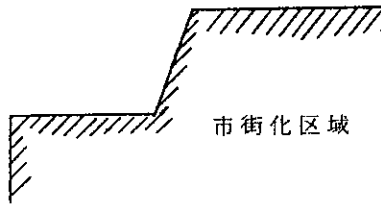
イ 図面の種類

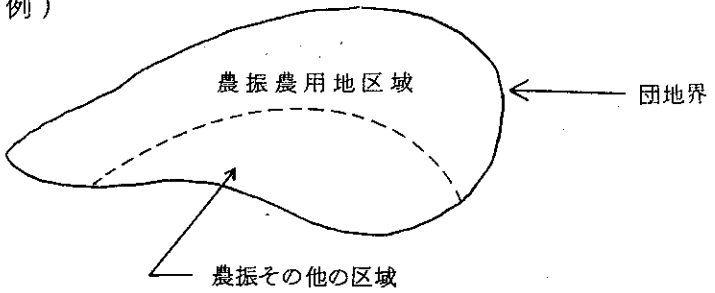
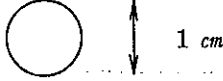
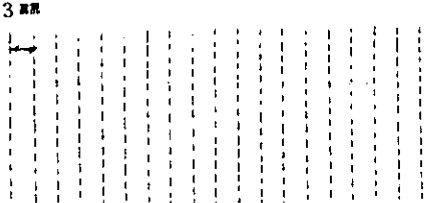
(ア) 田作業図

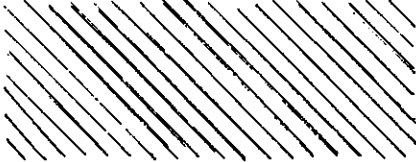
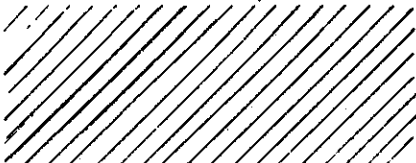
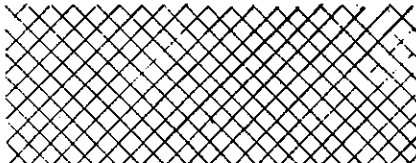
(イ) 畑作業図

(ウ) 樹園地作業図

ウ 作成の方法

事 項	記 入 要 領
市町村名及び図面の名称	<p>市町村界の外側に次のように記入する。</p> 
市 町 村 界	<p>市町村界は黒の太い2点鎖線(——××——××——)で表示する。</p>
線 引 区 分 界	<p>① 市街化区域(用途地域を含む。) 黒い細い実線で次のように表示する。 (例)</p>  <p>市街化区域</p> <p>② 農振地域 黒い細い一点鎖線(——×——×——×——)で表示する。 但し、市街化区域と隣接している部分は省略すること。</p> <p>③ 農振農用地区域 団地設定をした農地の範囲(団地内)において破線で表示する。</p>

事 項	記 入 要 領
<p>線引区分界</p>	<p>(例)</p>  <p>① 農地の立地分級を次の色によりその範囲の全体を淡く彩色する。</p> <p>I ……赤, IV ……黄, VII ……ねずみ, II ……褐, V ……黄緑, VIII ……青, III ……橙, VI ……緑, IX ……紫,</p> <p>なお、20 ha 未満の団地については、該当立地分級色の○印を次の要領で団地の位置に表示する。</p>  <p>② 団地の中央に黒で立地分級記号、団地番号及び面積を次の要領で記入する。</p> <p>立地分級記号 — 団地番号 — 面積</p> <p>(例：III — 12 — 580)</p> <p>なお、農振地域等に係る団地にあつては、農振農用地区域、農振その他の区域、農振外地域の面積を()書でそれぞれの位置に記入すること。</p>
<p>整備水準</p>	<p>団地面積の20 ha 以上の団地については次の要領で整備水準を表示すること。</p> <p>ただし、市街化区域の団地にあつては表示する必要はない。</p> <p>① 区画形状</p> <p>田の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 10 a 未満の区画の場合 <p>黄色の細い破線で約3 mm間隔の垂直平行線</p> 

事 項	記 入 要 領
<p>整 備 水 準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 10 a ~ 20 a 区画の場合 黄色の細い実線で約 3 mm 間隔の左上から右下への斜め (45 度) の平行線  ○ 20 a ~ 30 a 区画の場合 黄色の細い実線で約 3 mm 間隔の右上から左下への斜め (45 度) の平行線  ○ 30 a 以上の区画の場合 黄色の細い実線で約 3 mm 間隔の右上から左下及び左上から右下への斜め (45 度) の平行線  ○ 未整理の場合 記入しない。 畑の場合 整形済の場合は水田の 30 a 以上の区画の場合に準ずる。 なお、樹園地については記入する必要はない。 <p>② 農道整備 農道の整備状況を次の 3 区分別に範囲の外周をそれぞれの色で細い実線で表示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 幹線完備・その他不備……………青 幹線不備・その他完備……………緑 幹線不備・その他不備……………赤 <p>すべて完備しているものは記入しない。</p>

事 項	記 入 要 領
整 備 水 準	<p>③ 畑地かんがい</p> <p>畑かん施設が完備している範囲について黄の細い実線で約3mm間隔の右上から左下及び左上から右下への斜め(45度)の平行線をもって表示する。</p> <p>④ 用排水</p> <p>図面には表示しない。</p>